

令和2年長浜市農業委員会6月定例総会会議録

令和2年6月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑	義彦	2番	伊藤	泰子
	3番	布施	善明	5番	西橋	絹子
	6番	廣田	重夫	7番	八若	和美
	9番	北村	富生	10番	大塚	高司
	11番	堀田	繁樹	13番	多賀	正和
	14番	中島	一枝	15番	近藤	和夫
	16番	廣部	重嗣	17番	家倉	和行
	18番	保積	郷司	19番	池田	美由紀
	20番	松居	利平			

2. 会議に欠席した委員

4番 阿辻 康博

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第485号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第486号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第487号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第488号	農用地利用集積計画案について
議案第489号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第490号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第491号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について
議案第492号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について

5. 議事録署名委員

7番 八若 和美 9番 北村 富生

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和2年6月定例総会を開催させていただきます。午前中は、全員協議会、委員会とお疲れさまでした。緊急事態宣言も全都道府県で解除され、各地で徐々に経済活動も再開されてきておりますが、新型コロナウイルスが無くなったり、ワクチンが開発されたわけではありませんので、感染防止対策をとりながら、ようやく新たな日常生活を歩みだしたところであり、より緊張感を持った行動が求められると実感しているところです。農業委員会としても、4月、5月は出席委員を減らして半数で総会を開催しておりましたが、会長と相談し、6月から通常通り定例総会を開催することといたしました。

なお、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内19名と過半数以上の出席があり、「農業委員会等に関する法律」(第27条第3項)の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、滋賀県農業会議の常設審議委員会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、5月は書面決議となりましたが、当委員会からの諮問案件はありませんでした。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が3件、4条申請が3件、5条申請が5件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、農業振興地域整備計画の変更、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価について、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、その他、各種届出等の報告がござ

います。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る6月3日に当番委員、5番の西橋絹子委員、16番の廣部重嗣委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど、ご説明をよろしくお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。

事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

午前中の会議へのご出席ありがとうございました。新型コロナウイルスへの対応で大変だった中、ようやく田植えも終わられたと思いますが、麦や大豆といった一年中栽培をして利益を得るというのも大切だと思います。

農業委員会といたしましては6月以降の総会は全員でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の欠席通告ですが、4番の阿辻康弘委員が欠席となります。

本日の議事録署名委員報告ですが、7番の八若和美委員、9番の北村富生委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいます。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西上坂町地先、田2筆、2,133㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、北と南が宅地、東は水路、市道、西は宅地です。

続いて、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和2年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、八島町地先、畑1筆、547㎡の内234㎡をハウス用地にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、北は水路と宅地、南は先月に5条許可を行った農地、東は道路、宅地、西は農地です。形状は、現状の高さから20cm程度盛土される計画です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計5筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田5筆、8,038㎡の解約です。番号1から番号5のすべてが相対による利用権の解約です。次に、番号1は耕作者変更に係る解約です。番号2から番号5までは、中間管理事業であり、利用権の設定のうち農地中間管理事業による利用権の設定に係る解約が含まれており、議案書右に記載している番号が利用権の設定の番号となっておりますのでご確認ください。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(廣田委員)

田畑転換の案件ですが、地目が変更前も後も畑となっておりますが、現況のことを話されているのですか。

(事務局)

現況が畑で内容は畑のまま、20cm盛土をするという盛土の申請になりますので、変更後も地目等が変わりませんので、このような表記となっております。

(廣田委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第485号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第485号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。では、議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、東主計町地先の田1筆、1,030㎡、畑1筆、56㎡、計1,086㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田と畑で、現地確認をしたところ、耕起がなされておりました。譲渡人は市外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地の耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、小谷上山田町地先の畑1筆、595㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、草刈り等管理されておりました。譲渡人はすでに死亡され相続財産管理人が選定されておられ、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、余呉町池原地先の畑1筆、742㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ、野菜の作付けをされておりました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号3につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり等の面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第485号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第485号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第485号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第486号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第486号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年6月10日提出長浜市農業委員会会長名。

議案第486号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※こめじるしがついていますが、さる5月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、7番、八若和美委員、17番の家倉和行委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年6月3日に、5番の西橋絹子委員、16番の廣部重嗣委員をお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、曾根町地先、畑、27.17㎡、転用目的を公衆用道路とした申請です。周囲の状況は、北は宅地と農地、東は道路と農地、南と西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、一部造成されております。これは、申請地の北側に居住の方が、申請者の許可を得て住宅を建築する際に進入口として舗装され現在に至ったも

のです。申請人は、申請地の近傍に存する里道の払い下げを受けるため、付け替え道路として市の道路河川課と協議され、位置を決定し申請されたものです。すでに砂利が引いてありましたが、現在は取り除かれました。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、東上坂町地先、畑、296㎡、転用目的を物置、農業用倉庫及び駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、北は農地、東は宅地、南と西は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは昭和42年に申請人の先代が物置を建設し、その後昭和50年に農業用倉庫を建設、駐車場の整備を行い現在に至っているとのことです。この度相続され農地転用の手続きができてないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、新栄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されている

ことから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、西橋委員さんよりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、新栄町地先、田、119㎡、転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、東は雑種地と道路、南と西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは申請人の先代が隣地と一体的に建物を建設されたとのこと。申請人は平成5年に相続、建物を取り壊し造園の資材置場として利用されておりました。今回申請人が不動産資産の整理をされたところ、農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。現在は草が生えておりますが、草刈りをして管理をされるようです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第486号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第486号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第487号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第487号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年6月10日提出長浜市農業委員会会長名。

議案第487号につきましては、今月の締切までに5件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第486号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、上野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、上野町地先、畑、1,216㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北と南は農地、東は用悪水路、西は道路です。

写真をご覧ください。賃借人は、滋賀県を中心に太陽光発電事業を営んでいる会社です。今日、湖北地区で太陽光発電事業を計画し、平地で障害もなく太陽光発電事業に必要な日照も十分確保できる適地を申請地付近で探されていたところ、高齢で管理に困っていた賃借人との間で話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。

この土地は隣接地からつる草が生えてくる土地でございまして、隣接する土地所有者の方と良く話し合っていて、このつる草の対応はしていただくようにと伝えました。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、尊勝寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。
本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、尊勝寺町地先、畑、106㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は用悪水路、東は防火水槽用地、南は道路、西は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は、数十年前から譲渡人との間で家庭菜園として借用されていましたが、数年前から体調を崩され、家庭菜園が出来ない状態となり駐車場としての利用をしており、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。なお、本案件の事業計画は山林1筆と畑2筆で1,224㎡であり、そのうち農地転用が必要な筆だけ申請されたものです。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、東上坂町地先、畑、684㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、北と西は山林、南は宅地、東は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内に建設会社を経営されています。現在の資材置場が手狭になり、自宅兼会社の近辺で資材置場を探されていたところ、県外に居住し管理に困っている譲渡人との話がまとまり申請されたものです。また、事務局からも説明がありましたが今回の事業計画は、山林1筆と畑2筆であり、転用については畑2筆です。

こちらの土地は、道を挟んだところに残地がございまして、そちらも今回一体利用として転用を申請されておられます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、相撲町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、相撲町地先、田、390㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、東と南と西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに住宅が建っております。これは、借受人が平成2年に申請地北側の土地が農地転用手続きを完了していることから、申請地も転用手続きが完了しているもの思っておられ、住宅を建設され現在に至っているものです。今回、不動産整理をされたところ農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。また、申請地北側の土地も登記が完了しておらず、今回の申請地と一緒に登記される予定です。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町東阿閉地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、高月町東阿閉地先、畑、332㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と東は農地、南は宅地、西は道路です。

写真をご覧ください。借受人は、市内のアパートに居住しており、子供の成長に伴い、将来手狭になることから、住居計画を立てられ、実家周辺で適地を探されたところ貸渡人との間で話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第487号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

では、私の方からお聞きしてもいいですか。

申請番号3ですが、山林を含めた面積でいわれておりますが、その山林を映した写真はありますか。

(事務局)

そちらの土地ですが山林となっておりますが、既に木などは切り倒されております。写真で言うと奥の方の神社の森の手前に山林という地目の土地がありまして、元々は木が生えていたのですが、今回、転用が資材置場に使われますので、事前に木等を切り倒して、伐根も終わった状態なので、現状としては手前の畑と変わらないところです。

(会長)

分かりました。他にございませんか。

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第487号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第488号農用地利用集積計画案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第488号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転、農地中間管理事業による利用権の設定の案件がございます。農用地利用集積計画集計をご覧ください。相対による利用権の設定につきましては、貸し手16人に対して借り手が4人で、筆数は31筆、合計の面積で、64,259㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者2名、取得者2名、筆数は3筆、面積は4,103㎡を所有権移転される計画です。最後に農地中間管理事業による利用権の設定についてですが、貸し手3人に対して借り手1名で、筆数は4筆、合計の面積で、4,478㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されているページの番号1から番号31につきましては相対によるもので、すべて地元農業者および認定農業者に利用権設定される計画です。次に番号32から番号35までが農地中間管理事業による利用権の設定で、貸し手より滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第488号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第488号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申したいと思います。

(会長)

次に、議案第489号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第489号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました番号1から27までの27件、姉川沿岸土地改良区から申し出がありました番号28の1件、計28件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借及び、使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第489号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員については、13番の多賀正和委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

議案第489号、土地改良事業参加資格交替承認申請についてこれを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第490号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第490号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条第2項の規定により意見を求めます。令和2年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは本日、農業振興地域整備計画の変更について担当課であります農業振興課からご説明させていただきます。

(農業振興課)

本日は、議案第490号、長浜農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外についてお諮りしたく、よろしく願い申しあげます。それでは、説明させていただきます。

本日付議しました案件は、去る4月1日から4月20日にかけて受付した7件の除外申出に基づく内容です。ご承知のとおり、青地については、農業以外の目的には利用できないこととなっており、原則として農地転用ができません。やむを得ず住宅や工場、資材置場など農

業以外の目的で利用したい場合は、あらかじめ除外手続きが必要となります。農用地区域を除外するためには、緊急性が高く、具体的な計画が必要です。また、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく許認可の見込みがなければ、除外することはできません。土地利用に関する具体的な計画があることを前提として、代替性がなく、他の場所では計画できないことの確認や、直近の土地改良事業の完了から8年が経過していること、農地の集団性、連担性、農地の利用集積、周辺農地への影響が小さいことを確認するなど、すべて満たしたうえで、真にやむを得ないと判断できる場合のみ、除外の可能性があります。今述べたものは、除外要件の適否を判断する際の基本となる部分でございますが、このほかにも目的実現のため、必要最小限な除外面積であるか、無秩序な開発を誘発させることはないか、地元の合意が得られているかなど、総合的な土地利用に関する調整を行ったうえで法手続きを進め、最終的に県知事の同意を得ることができれば、区域から除外することを決定できる仕組みとなっております。それでは、各案件の説明に移ります。説明は一括で行い、質疑につきましては、説明終了後にお受けいたします。今回の除外申出は、全部で7件でございます。スクリーンの位置図をご覧ください。

1件目の農用地区域を変更する土地でございますが、場所は、山階町字小三舞町725番1、地目、田、面積は1,892㎡を含む26筆で、除外面積は全体で39,235㎡となります。場所は、山階集落からみて南東の方角、長浜インターチェンジからみて南の方角に位置し、平田川及び県道、水路に接するまとまりのある土地です。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。除外の申出人は、長浜インターチェンジの近隣にて流通業、倉庫業をはじめ加工業や一般建築業をも手掛ける事業者です。差し迫った問題として、運転手の拘束時間など長距離輸送業務における法令遵守や、大雪等による輸送網の寸断などを想定に入れた業務リスクの分散、既存敷地の再編、整理などを行う必要が生じ、新たな拠点となる施設の整備を計画されました。土地利用の目的が物流の拠点整備であり、新施設の稼働後における大型車両、トレーラー車両の出入りを1日あたり700～800台程度見込まれていることから、一定規模を有するまとまりのある用地の確保は必要です。また、予定する施設規模や、周辺の一般道を極力使わず、インター出口から事業敷地内に直進できる動線の確保や施設配置の検討に加え、敷地内を安全に走行するために必要な道路幅員及び、車両の待機場所などをも考慮した結果、広大な土地ではありますが、除外面積は必要かつ適切に積算されているものと判断しております。代替えの候補地を複数個所検討されるもいずれも不適であり、既存用地との一体的な土地利用でなければ課題、問題の解消は見込めず、他に適地はない状況です。場所は一団の農地の辺縁部に位置し、除外地の周辺は河川及び道路、水路と接しています。この度の開発では、小字小三舞町及び、小字樋口町にまたがる一団農地を開発区域としており、当該区域内において、農業と農業以外の用途が複雑に混在する土地利用にはならない計画であり、農用地の集団性、効率性を損なうおそれは少なく、整備後の建物が日光を遮る心配もありません。申出地は、複数の担い手により耕作が行われ

ている実態を確認しておりますが、関係する耕作者の皆さまが同意されていることを確認しており、農業経営への影響や農用地の利用集積に著しく悪影響を及ぼすおそれが少ないものと思慮いたしております。既存の農道やパイプライン敷地は、施設整備の範囲に含まれる予定ですが、地元自治会や土地改良区、市担当部局との間で、農道の付替えや水管の移設を前提とした協議が進められており、土地改良施設機能を損ねないことを確認しております。また、畑地を除く大部分は、県営新農業水利システム保全整備事業の施工区域に該当していますが、平成22年11月15日に工事が完了しており、除外要件のひとつである直近の土地改良事業から8年以上の年月が経過している状況です。このほかに、県営農業水利施設保全合理化事業が平成29年度から令和4年度までの工期で現在進行中ではありますが、姉川左岸土地改良区との協議調整が整っております。すでに地元自治会並びに農業組合の同意を得ていることから、大規模な除外ではございますが、他の場所では計画できない事業と認められ、除外はやむを得ないものと考えております。

2件目の農用地区域を変更する土地は、口分田町字海六1125番及び1126番です。地目はともに田で、除外面積は2筆の合計で4,477㎡となります。位置図をご覧ください。場所は、口分田集落の西に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。申出人は、麻織物、合繊織物、複合ボードを製造、販売する事業者です。近年の受注量の増大に伴う生産体制の強化及び既存工場の老朽化に対応すべく、新工場の建設が急務となりました。既存の事業用地内では計画できず、また、農用地区域以外の土地で検討を行うも代替地を確保することができない状況です。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画や設計書等をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと判断しております。申出地は、まとまりのある一団の農地の辺縁部に位置し、集落と接続しています。周辺は、農道及び水路等と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではなく、また、耕作者等の同意も得られている状況です。既存敷地とこの度の除外申出地との間にある水路は開発区域の一部として取り込まれることになる予定ですが、開発地西側の土地を提供し水路を整備する予定で、開発後も従前の機能が確保されることを確認しております。申出地は、県営新農業水利システム保全整備事業の施工区域に該当していますが、平成22年11月15日に完了しており、8年以上の年月が経過している状況です。このほか、県営農業水利施設保全合理化事業が平成29年度から令和4年度までの工期で進行中ではありますが、姉川左岸土地改良区との協議がすでに整っている状況です。当該土地利用については、生産ラインの強化や工場の老朽化、手狭な既存事業用地などの問題を解消しようと、周辺の営農環境等に十分に配慮しながら、会社が将来にわたり事業を継続していくために必要な整備として計画されたものであります。また、これまで苦慮されていた狭い東側市道からのトラックの出入りは、この度の整備により、北側市道からの乗り入れが可能となることから、工場近辺の安全性や住環境の向上につながります。すでに地元自治会並びに農業組合の同意も得られていることから、除外はやむを得ないものと考えております。

3件目の農用地区域を変更する土地は、木尾町字込田1266番地です。現在の地目は宅地で、面積は18,460㎡です。土地の買収前の合筆される前は、19筆ございました。田や道路、水路として利用されてきました。位置図をご覧ください。場所は、木尾集落からみて南西の方角に位置し、山林が入り組む場所にあります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。この案件は、長浜市と米原市とで構成する一部事務組合が主体となり、新たな斎場施設を整備するものです。現在、当該組合が管理、運営する4つの火葬場は、いずれも老朽化が進んでおり、長浜市、米原市の両市の高齢者人口に比例して、火葬需要も増加傾向にあります。これらの諸問題に対応するべく、適正な規模及び機能を兼ね備えた施設整備が必要となり、様々な手続きを経て事業実施に着手されました。場所の選定については、公募により事業用地を決定された経緯があり、来年4月の稼働に向けて工事が進められているところです。斎場施設を整備する土地は、公益性が特に高いと認められる施設の用に供される土地に該当することから、開発行為の許可が不要で、農地転用許可も不要です。このことから、通常の5要件により除外の適否を判断するのではなく、法令規則の規定に基づき、農用地区域に含めない土地に該当するという理由により除外する取扱いになります。除外手続きは、整備中もしくは整備後でも可能であることから、このたび手続きを進めることといたしました。

4件目の農用地区域を変更する土地は、大寺町字六反田752番地です。地目は田で、面積は155㎡です。位置図をご覧ください。場所は、大寺集落の南に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。申出者は、自動省力化機器の開発、製造、販売を行う事業者であり、申出地の周辺には、自身が経営する会社及び居住する住宅がございます。会社の成長とともに従業員及び来訪者が増加したことで、既存の駐車スペースでは対応困難となったことから、新たに駐車場用地を確保し、問題を解消しようと計画されました。現在の事業所敷地内及び周辺の既存宅地等では計画できず、また農用地区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができない状況です。また、既存駐車場用地と一体的に利用することで進入路を兼ねることができ、合理的な土地利用が可能です。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、車両5台分の駐車及び転回スペースを求め、必要かつ適当な広さであると認められ、除外面積は過大ではないと考えます。申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、集落と接続しております。申出地の東は、自社が使用する既存駐車場用地、北は水路と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。申出地は、申出者自らが保全管理する農地であることから、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれはありません。当該農地を除外することにより、周辺の水路が分断されたり、周辺農地における農作業や農作物の生産、及び土地改良施設機能に支障を来すこともありません。整備にあたっては、隣接農地に雨水等が流出しないよう指導することといたします。また、直近土地改良事業の完了からは、8年以上経過していることを確認しており、支障等が生じることはありません。本件は、手狭になった既存事業用地の問題を解消するために計画されたものであり、

既に地元自治会並びに農業組合の同意を得ていることから、除外はやむを得ないものと考えます。

5件目の農用地区域を変更する土地は、小谷丁野町字赤谷2374番地、地目は田、面積は1,169㎡を含む全11筆、全体除外面積は21,093㎡です。位置図をご覧ください。場所は、小谷丁野集落からみて東の方角に位置しており、市の施設、農村婦人の家、赤谷荘からみて南の方角に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。申出人は、穀物素材を加工し飲料事業や健康食品、医薬品などに使用される原材料を製造する法人です。本社は京都市です。申出地周辺で生産された大麦は、質、量ともに安定して収穫できる環境が整いつつあり、当法人に納入している状況に加えて、地元農業協同組合が小麦から麦茶用の大麦への転換事業を推進していることで、この数年の生産量及び大麦農家の収益は上向き、今後も生産の拡大が見込まれる状況下にあります。更なる納入量を増大させ、事業の拡大、多角化を図ろうとする申出人は、当該地を製造拠点とするため、大麦の焙煎加工工場の建設を計画されました。候補地の選定範囲は、農林水産業の振興及び農林水産業者の所得の安定、向上を図るため、市として、地域資源を活用した6次産業化の拠点整備等に取り組んでおります小谷城スマートインターチェンジ周辺で検討されました。当該地は小谷丁野集落からやや隔たりがあり、国道365号で分断されてはおりますが、一団農地の辺縁部に位置します。安心、安全を徹底し、厳正な管理のもとに製品を取り扱うため、工場稼働後における隣接地での大規模工場などの建設による環境悪化のリスク回避や、焙煎加工の冷却工程にて大量の地下水が必要であること、また、上流からのより良質で安全な地下水の確保のため、山沿いの当該地を適地として選定されました。今後における大麦の供給確保については、地元農家に対し栽培の技術指導を行う地元農業協同組合との間で、すでに連携、協力体制が構築されており、地域との調和も図られている状況です。大麦の需要拡大により地元農家の安定的な収入の増加に繋がり、農業者の意欲が喚起され、持続可能な農業経営の確立、担い手の確保など、周辺地域、ひいては本市全体の農業振興及び地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。整備規模も、具体的な土地利用の計画及び設計書等から判断して、必要かつ適当であると考えます。周辺は道路、山林等に囲まれており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を著しく損ねるものではないと考えます。また、耕作されておられている方など、関係する皆様の同意をすべて取り付けていることを確認しております。開発区域に含まれる水路や農道などの一部の土地改良施設につきましては、周辺の営農環境に支障を来さないよう、地元自治会や土地改良区、市担当部局との間で具体的な対応方法に係る協議を進められているところです。また、直近土地改良事業の完了からは8年以上経過しており、支障等はありません。当該計画は、農業振興地域制度の趣旨である地域農業の振興に大きく寄与するものであり、京阪神や東海、北陸の経済圏域の結節点という恵まれた環境と利便性の高いスマートインターチェンジを活用することで、長浜市産大麦のブランド化、産地化が期待できるものと考えています。また、市の重要なプロジェクトに位置付けており、本市が目指す農、商、工が

連携した新産業の創出や、6次産業化の推進、進展に大きく寄与するものであると考えており、すでに地元自治会等の同意も整っていることから、除外はやむを得ないものと考えております。

6件目の農用地区域を変更する土地は、湖北町伊部字蒲原794番地、地目、田、面積は3,013㎡を含む全5筆、全体除外面積14,653㎡です。位置図をご覧ください。場所は、伊部集落からみて北の方角に位置し、市の施設、小谷城戦国歴史資料館からみて、国道365号を挟んで南の方角に位置しています。申出の内容については、長年、申出地付近にて印刷及び工業用の高機能ローラー、ゴム生地、印刷関連商品等の製造、販売する事業者が、地域未来投資促進法を活用して事業拡張を図るべく、新たな工場を建設するために除外を申し出ました。この案件につきましては、地域未来投資促進法の概要と併せて、商工振興課より、事業の具体を説明いたします。

(商工振興課)

今回は、地域未来投資促進法という法律を使わしてもらうものです。この法律は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、事業を支援する取り組みです。大きくは、国の基本計画の下に、県の計画がありまして、事業者が地域経済の活性化を取り組んだ場合に政策支援をするという法律です。いくつもの支援メニューがありまして、予算による支援措置や税制上の優遇等の支援があります。今回の活用支援は規制の緩和でして、農地転用許可や農振除外の配慮をこの法律を活用してするものです。滋賀県としましては、この法律に基づいた高い付加価値のある事業を選定したいと考えられていまして、県全域で32億円の付加価値額を目標にしておられます。支援要件は一定規模以上ある企業で、県内は製造業がさかんな地域ですので製造業・医療・ヘルスケアビジネス等滋賀県固有の分野において営まれる事業者や高い付加価値を生む事業あるいは売上額増や雇用増に繋がる事業を県が認めていくということをございまして、今回湖北町伊部地先で計画されている加貫ローラ製作所さんの事業については、国、県がこの法律に従って、やるべき事業として位置付けたものです。加貫ローラ製作所さんは令和2年4月15日に県知事の同意を得られました。加貫ローラ製作所の事業概要は、ゴム製品製造業で大阪を本社としています。湖北町伊部に工場がありまして、全部で5箇所に工場があります。主にあらゆる分野で使うゴムロールを提供し、グローバルに事業を展開している企業です。現状では、生産量があまり伸びておらず、鉄芯を外注に出していることから事業のさらなる拡大に向けて内製化したいというものです。さらに新技術の開発を進めて高機能の製品を市場提供していきたいとのことです。これらのことを工場を拡大することにより国、県が認める高付加価値の事業をすることができるということをございまして、今回、地元の理解であるとか既存工場との一体整備による生産性の向上を踏まえて条件に合う土地として、農地での事業拡張を考えられたものです。

(農業振興課)

資料をご覧ください。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。今ほどの説明にもありましたが、除外目的が地域経済牽引事業の用に供する施設整備に該当し、同法律に基づき必要かつ適正な規模で実施されることを確認しております。この地域来投資促進法に基づき整備される地域整備施設の用に供される土地につきましては、面的整備後8年未経過の土地は除き、法令規則の規定により、農用区域に含めない土地に該当することとなり、すでに地元自治会並びに農業組合の同意もなされている状況です。こうしたことから、遅滞なく農用区域から除外する必要がありますので、この度法手続きを進めることといたしました。

続いて7件目の農用区域を変更する土地は、湖北町石川字六丁ヶ浜311番2、地目は田、除外面積は1,000㎡です。位置図をご覧ください。場所は、石川集落の南の方角に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。申出人は、顧客からの受注が増大しつつある中、事業拡大を図るべく資材置き場の整備を南側の隣地にて計画されました。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと考えます。既存敷地内や近隣宅地等では計画できず、また、周辺の土地でも検討を行いましたが、代替地を確保することができない状況です。周辺は、既存敷地、農道、水路と接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではなく、担い手への利用集積への影響は少ないものと判断しています。周辺の農道、水路は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保し、維持管理に支障を来さぬよう施工いただきます。また、申出地は県営経営体育成基盤整備事業、山本山西部地区の施工区域に該当していますが、平成24年2月28日に工事が完了しており、8年以上経過している状況です。当該土地利用については、手狭になった既存事業用地の問題を解消しつつ、これまで以上に安全性と業務効率を高めて事業を拡大していくために計画されたものです。既に地元自治会、農業組合の同意を得ており、除外はやむを得ないものと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第490号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(北村委員)

広大な農地の喪失となるが、市はどのように考えているのか。

(農業振興課)

除外相談に際しては、乱開発を抑制し、優良農地の確保や地域農業の振興をみだりに阻

害しないよう念頭におきながら、慎重に対処するよう心掛けています。

今回の除外7件に関して、農用地が損なわれることについては心苦しく感じておりますが、精査したうえで真にやむを得ないもののみを付議させていただいた次第です。

今後の対応におきましても、開発予定地で耕作されている方々をないがしろにすることのないよう、また、隣接農地や土地改良施設機能に支障を来さぬよう留意し、適正、適切に対応してまいります。

(近藤委員)

木尾町の除外は、いつされたのか。

(農業振興課)

除外手続きはこれからです。当該案件は、公益性が特に高い施設であり、開発許可及び転用許可ともに不要な施設に該当することから、整備中もしくは整備後でも除外可能です。

(將亦職務代理)

木尾町の施設整備について、今回の除外地の北側も施設整備されると聞いているが、同時に除外しなくてもよかったのか。

(農業振興課)

ご指摘のとおり、全体的には新斎場と新一般廃棄物処理施設は一体的な土地利用となり、その範囲は、除外地の北の方角にある県道までの広大な区域を予定されています。法的には、整備中または整備後に農業を振興する適地ではなくなったとして除外することは可能であり、一部事務組合との協議の中で、汚泥再生処理センター及びごみ焼却施設に係る整備計画の策定、環境影響評価の完了が見込める時期に第2弾の手続きを行うよう調整しているところです。

(將亦職務代理)

山階町の除外案件について、図面上で見ると限りでは、旧長浜北高校跡地などの周辺で計画すると、今回のように青地、除外地南側の農地が残ったりしなかったのではないかと。

(農業振興課)

山階町の案件に関しては、事業の目的や周辺への配慮の関係で、既存事業用地から平田川を跨いで進入できる動線が必須のポイントであり、他に適地はない状況です。

(松居委員)

山階町の開発では、平田川の占用や河川改修などの関連は出てくるものなのか。

(農業振興課)

平田川を横断する橋を架けたり、河川区域に隣接する場所での開発行為であることで必要な手続きや措置の検討が生じますので、申出人に対し、本市道路河川課と十分に協議を行うよう指導しているところです。

(大塚委員)

山階町の一部の圃場について、今年の作付けがなされていないように見受けられるが、実際のところどうなのか。

(農業振興課)

ご指摘のとおり、現地の圃場の一部は、不作付地と思えるような状況を確認しております。開発事業者に対しては、日常的な相談業務の中で、より多く、そして長く緑（農地）を残せるよう指導しているところであり、すべての事情を把握しているわけではありませんが、この現状は残念に感じています。

(廣部委員)

湖北町伊部の除外案件について、除外地が歪な形となっているが問題はないか。また、国道365号まで除外する計画はなかったのか。

(商工振興課)

当初の構想では、周りの農地をすべて取り込んで検討が進められていましたが、地権者との用地交渉の結果、この度の計画内容に見直された経緯があります。

縮小された開発区域であっても、目的を満たす事業が行えると会社は判断されており、そのことは国、県、市も認めていることから問題は生じません。除外は必要最小限の広さに留める必要があり、現在計画されている位置及び範囲は最適であることを確認しております。また、周辺の水路等の機能を維持し、残地や周辺の農地に影響を及ぼさぬよう指導してまいります。

(会長)

よく地域で聞くのが、子供の家を建てたいのですが、その土地が青地の土地なので断られてしまうという話なのですが、もしこういう事をするのならば何年後にしか出来ないという取り決めがあるのですか。

(農業振興課)

地元のゆかりのある方、他所に居た子供世帯が家を建てるというのが多いですが、人が

帰ってくるということで衰退にならないように色々な配慮をしながら、農振除外を適切にしていきたい。今、ルールとして直近の土地改良事業の方が8年を経過されていない状況であれば、その時期まで待つていただくようご案内をしているのですが、場所的に主要部に接続してあったり、端から農振除外をしていたり、色々な適地をめぐる確認をしたうえで、集落にとって担っていかれる人材である、また、親世帯のお世話がしたい等、色々な事情で地元に戻って来たいと、意思、意図を考えたらうで全部を否定するわけで無く、場所によっては住宅であっても認められれば、青地から区域を抜いて検討を進めていただけるようにしていただいています。住宅もですが、生活に必要な施設、例えば、カーポートや農業小屋、農業に関する施設の整備等の計画をよくお聞きします。基本的には困りごと、問題の解消が出来て、法的に要件の整理もされ、生活の改善に繋がれば全てが出来ないというわけではなく、農振除外はしていけると思います。

(会長)

他にございませんか。

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員、16番の廣部重嗣委員、17番の家倉和行委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

市長から意見を求められました、議案第490号、農業振興地域整備計画の変更について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

(会長)

次に、議案第491号、令和元年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検、評価案および、議案第492号、令和2年度の目標及び、その達成に向けた活動計画案については、関連事案として一括で審議したいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第491号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、議案第492号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について意見を求めます。令和2年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、議案491号と492号について続けて説明させていただきます。この活動の点検、評価及び、目標とその達成に向けた活動計画につきましては、農業委員会活動の透明性を確保するため、毎年度、策定インターネット等で公表することが農業委員会等に関する

法律で定められております。作成にあたり、定例総会で審議いただく前に、事前に令和2年3月に農業振興委員会、農地利用最適化委員会で協議し作成したものを、本来、令和2年4月に全員協議会を開催し、農業委員、推進委員の皆様にご意見を聞いて5月の定例総会に諮る予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から書面協議とさせていただきます。意見につきましては、期限を4月15日とさせていただきますが意見はありませんでしたが原案で一部、数字の間違ひがありましたので修正しております。内容については、ほぼ原案どおりですが主な内容について説明いたします。それでは、早速ではございますが、令和元年度の目標及び、その達成に向けた活動点検、評価案について説明させていただきます。

最初に議案第491号、令和元年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検、評価案について説明させていただきます。農業委員会の状況につきましては、平成31年3月31日現在で、耕地面積が7,980ha、経営耕地面積6,754ha、遊休農地は44.5ha、農地台帳面積は8,581haとなっております。また、耕地面積は耕地及び作付面積統計、経営面積は農林業センサスからの数値です。総農家数は、3,839戸、販売農家数は2,269戸、就業農業者数は2,759人、うち女性が1,213人、40代以下が268人となっております。認定農業者数は572経営体、認定新規就農者数が19経営体、農業参入法人については48経営体、集落営農経営については52経営体となっております。農業委員会の現在の体制については、農業委員定数20名、農地利用最適化推進委員定数27名となっております。推進委員の実数は調査時期において、1名欠員が発生していたため26名となっております。次に、担い手への農地利用集積集約化でございますが、現状及び課題でこれまでの集積面積が5,384.2haで、集積率が67.47%となっております。この現状に対して、令和元年度の目標及び実績は、集積目標5,635.5haうち集積実績5,555.4ha、達成状況は98.58%です。また、集積目標面積から現状の集積面積を引いた新規集積目標は251.3haで、集積実績は171.2haとなり達成率は68.13%です。なお、管内の集積率は69.17%となっております。目標の達成に向けた活動実績、目標及び活動に対する評価については、市部局、農地中間管理機構、JA等と連携を図ると共に、人・農地プランの作成に向けた説明会、人・農地プランなどの地域の話し合いに参画し、地域の担い手への農地集積の促進等を図っていただきました。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、令和元年度は新たに2経営体が参入し、2経営体ともトマト等施設野菜中心の営農型となっております。参入実績面積は0.9ヘクタールでございます。新規参入の目標の達成に向けた活動実績、目標及び活動に対する評価については、農業委員会だよりによる啓発活動や個別相談等を行い一定の成果がありました。遊休農地に関する措置については、現状44.5haに対して令和元年度の解消実績は、マイナス1.3haで前年度より遊休農地が少し増え、解消目標を達成することが出来ませんでした。増加の原因としましては、農業従事者の高齢化及び、離農者もあるため担い手不足が考えられます。目標の達成に向けた活動実績、目標及び活動に対する評価については、農地利用意向調査、そして遊休農地所有者宅への戸別訪問を行い、耕作、適正管理の働きかけを行いました。遊休農地解消目的を達成することができませんでした。今後は、今まで以上に発生防止を努め地域の農

業背景にあった解消方策を検討していきます。違反転用への適正な対応につきましては、違反転用面積実績は2.28haでは増減なしです。活動計画、実績及び評価については、違反転用者への指導に加え転用案件の現地確認時のパトロールと市内全域を対象とした農地パトロールにより早期発見に努めました。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、農地法第3条に基づく許可事務の実施状況は、令和元年度の処理件数は59件ですべて許可しました。農地転用に関する許可事務の実施状況は、令和元年度の処理件数は146件で、内、農地法第4条許可が33件、農地法第5条許可が113件で、すべて許可致しました。農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等につきましては、記載のとおりでございます。地域農業者等からの主な要望等はありませんでした。事務の実施状況の公表等でございますが、総会等の議事録の公表は、ホームページに記載しております。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、当局より市部局へ意見具申を行っております。主な内容につきましては、遊休農地が拡大しないよう、関係機関と連携を高め防止に努めることなどです。活動計画の点検、評価については、これらの内容をホームページにて公表しております。

以上が、議案第491号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案でございます。

続きまして、令和2年度の目標及び、その達成に向けた活動計画案について説明させていただきます。農業委員会の状況の農家、農地等の概要でございますが、農業センサスのデータに基づいて記載しております。総農家数は、3,839戸、自給的農家数が1,570戸、販売農家数が2,269戸。農業就業者数は2,759人、うち女性が1,213人、40代以下が268人。認定農業者は484経営体、認定新規就農数が12経営体、農業産業法人が1経営体、集落営農経営が48経営体となっております。また、農業参入法人については、令和元年度までは、農地所有適格化法人数を記載していましたが、令和2年度からは農外からの参入法人数を記載しております。耕地面積は7,970ha、経営耕地面積が6,754ha、遊休農地面積は45.8ha、農地台帳面積は8,573.9haとなっております。農業委員会の現在の体制は、農業委員定数20名、農地利用最適化推進委員定数27名です。担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、令和2年3月31日現在の管内農地面積は、7,970ha。これまでの集積面積が5,555.4haで集積率が69.7%です。目標面積は5,809.4haで、うち新規集積面積が254haとなっております。この数字は、長浜市農業活性化プランに基づいております。活動計画としましては、人・農地プランの話し合い等に参画し、地域の実情に応じた実現可能となる、人・農地プランが作成、見直しされるよう支援を行う等の計画としております。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の現状ですが、新規参入については、平成29年度と平成30年度は1経営体、令和元年度は2経営体でした。令和2年度の新規参入の目標は、1経営体としております。活動計画につきましては、農業委員会だよりによる啓発活動等を強化します。遊休農地に関

する措置につきましては、令和2年3月現在の管内の農地面積は、7,970ha。遊休農地面積が45.8haで、管内の農地面積に対する遊休農地の割合が0.57%でございます。令和2年度の目標解消面積は、前年度の遊休農地面積が少し増えたことと、遊休農地の解消が年々、難しくなってきたことを踏まえ0.3haとしております。活動計画は区域ごとに地区担当の農業委員を中心にパトロールを実施し、現状と課題の把握を行い、遊休農地の解消に取り組みます。違反転用への適正な対応でございますが、課題として田畑転換後の不適切な利用など早期の見極めが出来ないことなどがあります。活動計画として、地元、関係機関等とのネットワークを生かし、農地パトロールの実施により不適切な利用の早期発見をめざします。令和2年度の目標及び、その達成に向けた活動計画案の説明につきましては、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第492号、令和元年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検、評価案、議案第492号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第491号ならびに議案第492号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(北村委員)

他の農業委員会の中で、長浜市農業委員会の活動で優れているところはどこなのか。

また、もう少し力を入れなければならないところはどこか。

(会長)

大きく3点あると思います。まず1点目は、事前審査委員会の設置です。この委員会は、前体制までは事情聴取部会という名称で活動しておられ、副会長を委員長とし、主に違反転用の是正等の対応に当たっておられ、違反転用の未然防止に大きく寄与していると思います。2点目に、獣害対策特別部会の設置です。この委員会は北村委員を委員長とし、獣害被害の多い地域の委員全員を委員として鳥獣害対策を市当局とともに減少させるべく活動を行っていただいております。主な活動としては、獣害研修の実施と、獣害柵の設置に伴う環境点検の実施等があげられ、獣害の減少に着実につながっているものと考えます。3点目は、意見具申であります。意見具申を行うために、本日午前中の農業振興員会でも協議しておりましたが、農業者へのアンケートや意見交換会を通して農業者の意見や要望、切実な思いの把握に努めているところです。また、この農業者の思いを、長浜市農業施策に対する意見書として集約して市長に提出しております。他の農業委員会の中には、意見具申をして終わっているところもあるようですが、長浜市農業委員会では、年末に回答を求

め、次年度には本日開催しましたように、農業委員、農地利用最適化推進委員全員協議会の中で、行政側から予算や施策への反映状況について説明を受け、意見交換で交流を深め情報共有に努めています。

このように、1年を通して農業者の意見を集約し、行政と一緒に長浜市の農業施策をつくり上げていく活動をしている農業委員会です。このほかにも各専門委員会できめ細やかな委員会活動を行っているところを含め、すべての農業委員、推進委員が一丸となって諸問題に取り組む活動を行っているところと自負しているところですし、皆さんの日頃の活動に感謝しているところです。

(小畑委員)

農業委員会の状況で、耕地面積の畑の内訳が0になっている。それと、果樹園をしているところもあるが、樹園地とは何をさすのか。

(事務局)

耕地及び作付面積統計では、畑の内訳が出されていないので0を記入しております。

また、果樹園の定義は、木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹・茶・桑などが1a以上まとまっているもので肥培管理している土地をいいます。

(会長)

農業者就業数ですが、この中での女性農業就業者数は専業の方の数ですか。

(事務局)

専業の方だけでなく、兼業の方もおられます。

(会長)

もっと、女性の方も増えると良いですね。

他にございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第491号、令和元年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検、評価案ならびに、議案第492号、令和2年度の目標及び、その達成に向けた活動計画案について取りまとめ、報告のとおり農業委員会として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案どおり承認することといたします。

なお、本評価、計画等は、法令の定めに基づき、市ホームページ等で公開することといたしますのでご了解くださるようお願いいたします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び、協議事項について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年6月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。
1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年7月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年7月10日、金曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

3点目、令和2年7月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年7月3日、金曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は、14番の中島委員、15番の近藤委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくをお願いします。

4点目、令和2年6月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年6月19日、金曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、14番の中島委員、16番の保積委員です。よろしくをお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございますか。

ご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録につきましては、机の上に置いて提出してください。

(閉会)